

# 国保コーナー

国保の加入者  
(被保険者)は次のような  
給付(サービス)を  
受けられます

## 国保の給付

### 1 医療費の70%を負担

病気やけがで診療を受けるとき保険証を持参すれば、医療費の70%は国保が負担します。  
(退職者医療本人については80%です)

### 2 高額療養費の支給

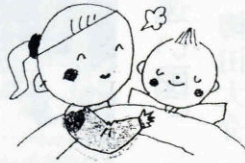
医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、その超えた部分は国保が負担します。



※平成7年度第4期納期限は10月31日(火)です。

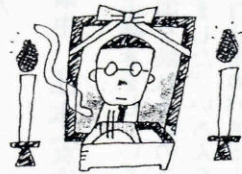
### 3 出産育児一時金

国保の被保険者が出産した場合、出産育児一時金300,000円が支給されます。



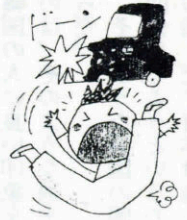
### 4 葬祭費

被保険者が亡くなった場合は葬祭費30,000円が支給されます。



## 払い戻しが うけられる場合

次のような場合、とりあえず自分で代金を支払い、あとで国保から、国保が査定した額の70%の払い戻しを受けることができます。(退職者医療本人については80%です)



やむを得ない理由で、保険証を使わないで診療を受けた場合。

骨折、ねんざなどのときの柔道整復師の施術料。(保険証を使ってもかかれる都道府県もあります)



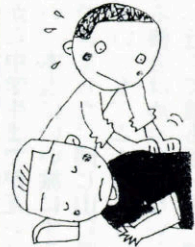
手術直後や重病のときに基準看護の指定を受けていない病院へ入院した場合の付き添い看護料、またはコルセット料。



歩行不能者の入院、転院のための車代。



治療上効果ありと医師が認めた場合のあんま、はり、灸、マッサージ代。



要としている人びとのために、また生活相談や子どもの遊び場づくりなど身近なところで生かされます。

●共同募金運動は、「社会福祉事業法」で定められている募金

### ■災害で被害にあった 人たちのために



●赤い羽根共同募金運動は、みなさまのやさしい心に支えられて来年で50回目を迎えます。みなさまからお寄せいただいた寄付金は、一人暮らしやねたきりのお年より、体の不自由な人など、さまざまな手助けを必

あたたかな気持ち  
赤い羽根にのせて届けます

### 共同募金

## 赤い羽根募金

10月1日～12月31日

### ■お年寄りの幸せのために

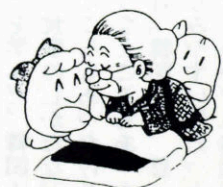


●このお心のこもった義援金は「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」を通じて、被災者の方々に配分されました。

●今年目標額は、一、七七〇、〇〇〇円です。みなさまのご協力を願います。

●「阪神・淡路大震災」の被災者を支援する義援金が、共同募金会にもたくさん寄せられました。

### ■病気などで生活に 困っている 人たちのために



運動です。

募金期間は、厚生大臣の告示により、10月1日から12月31日までの3か月間と定められています。しかし、この運動期間以外であっても、年間を通じていつでも寄付金を受け付けています。